

恵曇小学校 PTA 慶弔規程

第1条 PTA 会員に対する慶弔は「弔事」に限って行う。

第2条 本規程は、恵曇小学校の PTA 会員すべてに該当する。

第3条 この弔事に係る費用は、恵曇小学校 PTA 会計から拠出する。

第4条 弔事及び弔意の基準は次のとおりとする。

(1) 会員（保護者会員、教職員会員）が死亡した場合。

香典 5,000 円及び供花

葬儀参列は、PTA 正副会長、校長

※学年委員長、児童代表はその都度協議する

(2) 児童が死亡した場合。

香典 5,000 円及び供花

葬儀参列は、PTA 正副会長、校長、学級担任、学年委員長、児童代

表

(3) 火災、震災及び風水害による被災の場合。

PTA 役員会において協議する

第5条 上記の規定にないものについては、その都度協議する。

第6条 本規定に関する弔意については、返礼を要しない。

第7条 本規程の改廃については、PTA 役員会で協議し、PTA 理事会において承認を得る。

附則 本規程は、令和5年12月9日より施行する。